

日本と国連薬物・犯罪事務所の戦略的協力 ー共同行動計画ー

日本国政府（以下、日本）と国連薬物・犯罪事務所（以下、UNODC）は、2013年6月2日、横浜において、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の機会に行われた第1回戦略政策対話の中で、戦略的協力のための分野を特定し、本共同行動計画を策定した。両者は、毎年、東京又はウィーンにおいて（交互に）ハイレベルで戦略政策対話を行うことで一致した。

日本とUNODCは、直近に行われた戦略政策対話の機会に本行動計画の実施の進捗をレビューし、以下の改定を行った。

1. 基本戦略

日本とUNODCは、UNODCが加盟国への幅広い支援を通して、法の支配、人権、平和及び司法を含む基本的価値に基づく法と秩序の維持に重要な役割を果たしているという共通認識を確認した。

日本とUNODCは、国内的及び国際的レベルでの法の支配の推進を通じて、誰一人取り残さない、「持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」の実施を支援し、その目的のために、このような取組への若者及び女性の有意義な参加を支援する。

日本とUNODCは、薬物及びその他の違法な物品等の取引、テロ、暴力的過激主義、組織犯罪並びに腐敗を含む司法及び法の支配に対する課題に対処しつつ、司法と法の支配を促進するとともに、国際協力を促進することにコミットする。

日本とUNODCは、2021年3月に第14回国連犯罪防止刑事司法会議の成果文書として採択された、京都宣言の効果的な実施に貢献するというコミットメントを、再度強調する。

日本とUNODCは、その活動が国連の平和と安全、開発と人権の柱と結びつくUNODCの多角的な性質を確認した「UNODC戦略 2021－2025」の策定と、日本が2022年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）に向けてアフリカ主導の開発を引き続き強く支援することを認識しつつ、「アフリカ戦略ビジョン」の策定を考慮する。

日本とUNODCは、ロシアによるウクライナ侵略によって引き起こされた人道危機、食料危機及び難民危機について深い懸念を共有し、ウクライナの近隣諸国と協力するものも含めて、侵略によってもたらされた犯罪のリスク、とりわけ人身取引並びに銃器及び薬

物の取引へのウクライナの対処を支援することが急務であると認識する。

日本とUNODCは、アフガニスタンの現状が広い規模での安定に大きな影響を及ぼす可能性のあるものであることに鑑みて、アフガニスタン及びその周辺における薬物、犯罪、テロに起因する国際的な課題に取り組むための枠組みとして、「UNODC戦略的安定グリッド」の発展を考慮しつつ、アフガニスタンに対する支援を行うことにコミットする。

日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染症が法の支配の促進に劇的な困難を強いていることを認識し、両者がコロナ禍及びその回復過程において、人間の安全保障の理念を考慮しながら、法の支配の促進のために十分に協力することにコミットする。

2. 協力の優先分野

(1) 犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言のフォローアップ

a. 国際連合経済社会理事会（ECOSOC）、国連総会等における犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）を通じた京都宣言の政府間フォローアップ

日本とUNODCは、情報、グッド・プラクティス及び教訓の共有を通じた「京都宣言の実施に関するテーマ別討論のための複数年ワークプラン 2021–2024」に従い、京都宣言の四つの柱に沿ったテーマ別討論の開催を通じて、政府間レベルでの京都宣言の効果的なフォローアップの促進に向け協力する。UNODCは、2021年から2024年まで年1回、テーマ別討論を開催する。また、このプロセスは、UNODC本部や現場で実施される、日本の支援によるフォローアップ活動やプロジェクトを紹介する機会にもなる。UNODCは、関係ステークホルダーへの政策アドボカシー、宣伝活動及びアウトリーチ活動を行う。

注：UNODCは、2021年11月、日本の資金面でのサポートの下、第1回テーマ別討論を行った。第2回テーマ別討論は2022年12月5日～7日に開催される予定である。

京都宣言の実施を更に支援するため、UNODCは、日本の資金面での支援の下、「京都宣言の実施」というeラーニングツールを開発した。UNODCは、国連加盟国に対して京都宣言のフォローアップについての多言語ブリーフィングを行っている。

b. 再犯防止の分野に関して新しい国連の基準と規範を策定する政府間プロセス（京都モデル戦略）

日本とUNODCは、再犯防止が刑事司法制度の中核的な目的の一つであることを再確

認し、再犯を防止するためには、非拘禁措置の効果的な使用、刑務所内及び出所後の社会における更生及び社会復帰プログラムの提供を含む、多面的なアプローチが必要であることを認識する。再犯防止に関する包括的で国際的な規範が存在しないことを受け、UNODCは、再犯防止に関するモデル戦略を策定する政府間プロセスを通じて加盟国を支援する。UNODCは、日本の犯罪防止、刑事司法及び法の支配における取組に対する継続的な貢献並びに再犯防止に関する新たなモデル戦略策定に対する日本の支援を歓迎する。

注：国連総会決議 76/182「更生と社会復帰を通じた再犯防止」に従い、UNODCは、日本からの資金面での支援の下、2022年4月6日から8日まで、再犯防止のための優れた実践例に関する情報を共有するための専門家会合をオンラインで開催した。CCPCJ決議E/CN.15/2022/L.4/Rev.1「更生と社会復帰を通じた再犯防止」に従い、UNODCはオープンエンドの政府間専門家グループ会合を開催する予定である。

c. アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設

京都宣言パラグラフ5及びパラグラフ63に従い、日本とUNODCは、2022年2月にアジア太平洋地域にプラットフォーム（アジア太平洋刑事司法フォーラム。略称：Crim-AP）を創設した。これは刑事司法の実務家を集めて地域の結束力を強化し、国際協力の推進に向けたコミットメントを強化するとともに、刑事共助（MLA）から犯罪者の処遇や社会復帰に至るまでの様々な刑事司法の問題について定期的に会合を開き、情報交換を行うものである。

注：日本とUNODCは、2022年2月に「アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）第1回会合」を開催した。2023年2月にCrim-AP第2回会合を開催する予定である。

d. 「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期的な開催

日本とUNODCは、「未来の担い手」としての若者の重要な役割を再確認する。UNODCは、第14回国連犯罪防止刑事司法会議のフォローアップの一環として2021年10月9日から10日に行われた「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の開催において、日本を支援した。テーマは、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」であった。UNODCは、フォーラムにおける討論を円滑に進めるための「討論の手引き」の作成並びに後援及び実質的な支援の提供によって、第1回グローバルユースフォーラムの企画及び開催において日本を支援するとともに、アウトリーチ活動や啓発活動を行った。成果はCCPCJに提出された。

UNODCが最近立ち上げた「腐敗対策教育と若者のエンパワーメントのためのグローバルリソースイニシアチブ（GRACE－I n i t i a t i v e）」においても、若者との連携は不可欠な要素である。

注：日本とUNODCは、「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を2021年10月に開催した。

日本とUNODCは、現在、2022年12月に開催予定の「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」に向けて、会議の開催及び内容についての対話を行っている。

e. 京都宣言履行のための犯罪防止・刑事司法における能力構築及び技術支援

日本は、UNODCが犯罪防止と刑事司法（C P C J）改革に関する技術支援と能力構築活動を希望する加盟国に、これらを継続的に提供していることを歓迎する。京都宣言に基づき、UNODCは、加盟国の司法制度強化のための取組を支援する。特に、証拠に基づく犯罪防止、司法への平等なアクセスの確保、女性に対する暴力の防止と対応、ジェンダーに対応した司法アクセスの強化、組織的犯罪集団やテロ集団への勧誘を含む子どもの脆弱性に配慮した子どもに対する暴力の防止と対応の強化、刑務所の過剰収容やその他の刑務所の課題を軽減し、保護観察制度を発展させるための包括的な刑罰・刑務所改革等への支援を行う。

（2）テロ・暴力的過激主義の防止及び対策

日本とUNODCは、あらゆる形態のテロに対処するという共通の決意を有する。京都宣言を支持し、日本とUNODCは以下のことにコミットする。

- 法の支配を強化し、人権の保護を確保し、ジェンダーの側面を統合すること、「国連グローバル・テロ対策戦略」を含むテロ対策に関連する条約及び議定書の履行を確保すること、また、テロの拡散につながり得る状況に対応することを目的とした戦略を作成することにより、テロを防止し対抗するための国際的、地域的、準地域レベルでの協力を強化すること
- テロ資金と国際組織犯罪、不正薬物関連活動、マネー・ローンダリング、身代金目的の誘拐及び銃器の取引との関連性を特定し、分析し、対処すること
- 国境を越えるテロリストの移動に対処するための南アジア及び東南アジアにおける国境管理強化並びに刑務所及び保護観察制度の改善等を通じ、外国人戦闘員によってもたらされる増大する脅威に対処すること

- 暴力的過激主義者及びテロ組織に勧誘される可能性のある子ども及び若者の脆弱性に配慮し、子ども及び若者のニーズに応え、その権利を保護し、社会復帰と再統合を促進するための効果的な措置を確保すること

UNODCは、UNODCのテロ防止プログラムへの日本の継続的な貢献を歓迎し、統合的なプログラムアプローチの強化を継続することにコミットする。

(3) 組織犯罪及び腐敗の防止及び対策

a. サイバー犯罪対策

日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染症の危機を受けて一層悪化した深刻なサイバー犯罪への懸念を共有する。日本は、サイバー犯罪に対処するための政策提言及び能力構築を国際的に提供するUNODCの役割を認識し、「サイバー犯罪対策技術援助プロジェクト」の成果を評価する。京都宣言の指針に従い、日本とUNODCは、拡大するサイバー犯罪の脅威を効果的に防止し、これに対処するため、連携及び国際協力を強化する。日本とUNODCの取組は、2020/2021年のダークネット及びサイバー犯罪の分析並びに運用上の提言に基づいた、戦略的な脅威の分析を通じて、議論の価値を高める。国連総会決議 74/247 及び 75/282 に基づく新たな国際文書をめぐる議論について、日本は、UNODCが人員の増強を通じて事務局の機能を強化してきたことを認識し、歓迎する。日本とUNODCは、全ての加盟国が賛同できる文書をコンセンサスにより作成することを通じて、サイバー空間における法の支配を促進し、サイバー犯罪のセイフ・ヘイブンを縮小することの重要性を強調しつつ、UNODCが事務局としてこのプロセスを促進するために必要な役割を引き続き果たすべきであることを再度強調する。

b. 人身取引及び移民の密入国対策

日本とUNODCは、ウクライナに対する侵略が、紛争から逃れた人々、主に人身取引やその他の虐待の被害を特に受けやすい女性や子どもに対するリスクを著しく高めたという懸念を共有する。これに関連して、日本は、この問題に対処するためのUNODCとその他の国連機関との緊密な協力を歓迎する。日本はまた、UNODCが難民危機の影響を受けた国々のNGO及び法執行職員に対し、人身取引対策の取組、特に関連する犯罪行為の早期発見及び阻止並びに被害者の特定及び保護を可能にするような取組の強化を支援していることを認識する。日本とUNODCは、人身取引リスクの実態調査及び評価、ウクライナからの避難民の受入れ国、特にモルドバにおける犯罪の捜査及び訴追並びに被害者、特に女性及び子どもの特定に関する法執行機関に対する訓練、警察における人身取引対策の専門部署間の国境を越えた協力及び情報共有の緊密化、並びにウクライナ近隣諸国

における国境対策の強化等の、人身取引対策のための支援の提供に関する協力の可能性を模索する。

c. 銃器の不正取引の脅威の抑制

日本とUNODCは、ウクライナに対する侵略が、2021年8月のアフガニスタンにおけるタリバーンによる権力掌握とあいまって、安全保障上のリスクと脆弱性をもたらし得るという懸念を共有する。さらに、これら2か国に蓄積された武器が密売人の手に渡り、犯罪やテロ攻撃に使用される可能性もある。これに関連して、日本とUNODCは、この脅威を抑制するための統合的なアプローチを、潜在的な不正取引のルートに沿った国々で実施する必要があるという見解を共有する。

d. UNTOCの履行及びレビューメカニズムの支援

日本とUNODCは、国際協力の強化を図る観点から、「国際組織犯罪防止条約（UNTOC）レビューメカニズム」の実施を引き続き支援する。UNODCは、二つの並行したトラックで加盟国に包括的な支援を提供することに努める。すなわち、加盟国の「UNTOCレビューメカニズム」への実質的な参加を支援するとともに、同メカニズムにより明らかになる所見の実施を含めた立法及び戦略的枠組みの強化を通じて、条約の履行強化を支援する。UNODCはまた、決議9／1のパラグラフ53に従って、市民社会、学術界及び民間部門の「UNTOCレビューメカニズム」への参加を支援し促進することに努める。日本は、レビューメカニズムに積極的に関与するとともに、電子的資料及び犯罪に関する法律の共有システム（SHERLOC）の維持管理を含め、国際組織犯罪対策のための国際協力を促進するための支援を行う。

e. UNCACの履行及びレビューメカニズムの支援

日本とUNODCは、国連腐敗防止条約（UNCAC）の重要な役割を再確認し、「実施レビューメカニズム」及び国連腐敗特別総会（腐敗UNGASS）政治宣言のフォローアップを支援する。日本とUNODCは、UNCACの効果的な履行の支援、特に、1）国別レビューを通じて得られた勧告の現場における実施を支援すること、2）国別レビューの結果に基づいて、資源の利用可能性及び要請に応じて、腐敗の防止、犯罪化並びに関連する法執行、財産回復及び国際協力に関して更なる技術援助を提供することを通じて、腐敗を防止し、これと戦うための協力を継続する。

(4) 世界の薬物問題への取組及び対策

日本とUNODCは、国際的な薬物統制に関わる三条約が更なる取組の要であることを再確認し、関連する薬物政策文書に定められた勧告の実施が重要であることを認識しつつ、大麻及び大麻由来物質の利用に関する議論を進展し、麻薬委員会（CND）を通じて、世界の薬物問題への取組や対策への協力を継続する。日本は、CNDの責任あるメンバーとして、コミットメントの確実な履行を表明し、具体的な成果を目指す上でのCND事務局との協力を継続する。日本は、2020年12月開催の第63会期CND再開会期会合におけるWHO勧告に対する投票を踏まえ、医療及び研究目的のための物質へのアクセスの確保を図りつつ、国際的な薬物統制に関する条約の遵守を強化するため、国際麻薬統制委員会（INCB）と引き続き協力し、大麻及び大麻由来物質の監視及び報告の基準に係る委員国間の議論を促進する。

日本とUNODCは、委員国が東南アジアを起点とし又は経由したアンフェタミン系覚醒剤や新規向精神活性物質（NPS）を始めとした薬物の不正な製造、生産、転用及び取引に対し、特にアフガニスタンから南アジアルートから東南アジア地域を経て第三国を仕向地とするメタンフェタミンやアヘンの不正取引を防止し、対処するための支援を行う。

この観点から、日本、UNODC及びINCBは、UNODCの「グローバルSMARTプログラム」及びINCBのGRIDSプログラムを通じて、アンフェタミン系覚醒剤、新規向精神活性物質、非医療用合成オピオイド及びそれらの製造原料となる前駆体化合物などの違法合成薬物の不正な製造、流通、販売及び使用に関する情報を共有することにより、違法合成薬物の取引対策における協力に向けて取り組む。

また、日本とUNODCは、違法薬物対策におけるジェンダーや年齢に配慮する視点から、個人の人權に配慮しつつ、子ども、若者及び家族の視点を尊重した予防の取組を含め、科学的根拠に基づく薬物乱用防止、薬物依存からの治療及び社会的な回復のための取組を推進する。こうした取組は、南アジア及び東南アジアのより広い地域に拡大される。

アフガニスタンにおける薬物問題は、麻薬及び違法合成薬物の不正取引の増加傾向から明らかなように、引き続き、同国内外の平和と安定に対する脅威である。日本とUNODCは、急速に変化するアフガニスタンの政治状況を考慮しつつ、この問題に取り組むために取り得る適切な措置について緊密に協議する。日本とUNODCは、アフガニスタン周辺の加盟国が、国家の対応能力、国境連絡事務所、国境警備隊、港湾管理隊、省庁間の機動的チームなどの強化を通じることを含めて、アフガニスタンに起因する薬物問題に対処するための国境管理と法執行の対応を強化する上で、進行中の支援の重要性を再確認す

る。

(5) 自由で開かれたインド太平洋に向けた平和と安定の確保

日本とUNODCは、平和と安定のために、法の支配と航行の自由を維持するルールに基づいた海上安全保障を再確認する。

日本とUNODCは、「グローバル海上犯罪プログラム（GMCP）」を通じて、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」に向けて、東南アジアから東アフリカまでのインド太平洋地域の沿岸国に対し、海上法執行（MLE）機関や司法のための海上犯罪に関する技術支援を継続する。この支援は、漁業犯罪を含む海上犯罪に対するMLEと海洋状況把握（MDA）の強化から、海賊対策、海洋における国連制裁体制の強化、海上におけるテロ対策に至るまで多岐にわたる。また、UNODCは、日本との協力の下、海洋汚染、重大事故対応及び海底ケーブルの保護等の海洋領域における新たな課題にも取り組む。

この観点から、日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染拡大により海上輸送の重要性が増していることを認識し、国際法に従って海上安全保障を強化するためのテロ対策の継続的な努力の必要性を強調した、2021年6月30日に国連総会で採択された「国連グローバル・テロ対策戦略：第7回レビュー」に関する決議75/291（OP64、18ページ）を歓迎する。このことは、関連する最近の国連安保理議長声明（S/PRST/2021/15）「海洋安全保障：国際の平和と安全の維持」にも反映されている。

TICAD7で採択・発表された「横浜宣言2019」や「アフリカの平和と安定に向けた新しいアプローチ（NAPSA）」、そして2022年に開催予定のTICAD8に留意しつつ、UNODCは、アフリカの持続可能なブルーエコノミー及び平和と安定のために、MLEとMDAが重要な役割を果たすことを認識する。

日本とUNODCは、2018年に海上保安庁の「モバイルコーポレーションチーム（MCT）」が、インド洋沿岸国を対象にセーシェルで行われた海上船舶臨検（VBSS）訓練に教官を派遣して以降、海上保安庁とのパートナーシップが進展していることを認識する。UNODCは、海上保安庁がMLEに関する優れた専門知識を有していることに注目し、インド太平洋における法の支配、航行の自由、海上法執行のために、GMCPを通じてパートナーシップを進化させることを意図している。この観点から、UNODCは、2022年1月にバンコクに2回目の専門家派遣（NRLA）が行われたことを歓迎する。日本とUNODCは、「海洋犯罪に関するインド洋フォーラム（IOFMC）」などの国際的なプラットフォームや、「環インド洋連合（IORA）」や「インド洋委員会（IOC）」

等の地域・準地域組織や他の加盟国と協力して、海洋犯罪や脅威に取り組むための地域的・国際的な協力関係の構築を継続する。

日本とUNODCは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現におけるASEANの中心的な役割を確認する。この観点から、日本とUNODCは、能力構築及び技術支援の提供を含む、ASEAN諸国における司法と法の支配の促進のための協力、並びに「日・ASEAN友好協力50周年」に際して行われる犯罪防止及び刑事司法の分野におけるイニシアティブのフォローアップのための協力を継続する。

3. その他の協力分野

(1) 日本による人的貢献の強化

UNODCは、内部昇進、UNODCに派遣されているジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の業績の公正な評価に基づく正規採用、外部からの有能な邦人候補者の採用を含め、UNODCにおける邦人職員の貢献強化に日本が関心を有していることを十分に認識する。日本とUNODCは、UNODC本部及び現地事務所のシニアレベルを含むポジションにふさわしい有能な邦人候補者を引き付けるようなアウトリーチに尽力する等、こうした関心に応えるための適切かつ公平な措置を検討する。

(2) 日本が拠出するUNODCの活動

日本は、現場における調整の円滑化の重要な要素として、その活動の計画における戦略的方向性及びプログラムの一貫性の更なる強化に向けたUNODCの継続的な取組を奨励する。このために、日本とUNODCは、良好なコミュニケーション及び調整を維持すべく、とりわけ日本の在外公館と関係するUNODC現地事務所との間で、現場レベルでの情報共有を強化する。

日本とUNODCは、ビジビリティ向上がUNODCの財政基盤の強化に寄与するという見解を共有しつつ、日本の拠出金によるプログラム及びプロジェクトのビジビリティ向上に向け協力する。UNODCは、UNODCの広報に継続性があり、一貫性があり、また質の高いものであることを確保しつつ、広報の標準化を含むUNODCの広報へのアプローチの強化を通じて、UNODCの活動のために日本から受領した拠出金について周知するための、あらゆる適切な措置を講じる。UNODCは、これに関して、日本との効果的なコミュニケーションを維持することに努める。

UNODCは、一定期間内の効果的な実施、効率的なモニタリング、プログラム及びプロジェクトの完了日から6か月以内の終了報告書及び会計報告書の提出を通じて、日本の拠出金によるプログラム及びプロジェクトの時宜を得た効果的な執行を確保するため、成果に基づくマネージメント（RBM）に関する努力を更に強化する。

あらゆる活動においてジェンダー平等への配慮を主流化すると国連全体における強い指示の下、UNODCは、ジェンダーに特化した成果の拡大にコミットする。日本は、とりわけ能力構築及び女性の公平な参加及びエンパワーメントの推進に焦点を当てた活動の支援を通じた、全てのプログラム及びプロジェクトにジェンダーの視点を取り込むことによる、UNODCの活動における体系的かつ効果的なジェンダー主流化を支持する。

（３）国際組織との協力

日本とUNODCは、共同行動計画の2に明記する分野における能力構築及び技術支援活動の相乗効果を高める観点から、特に国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じた国際組織を通じた相互協力及び連携を強化する。

（４）ガバナンス及び財政

日本とUNODCは、UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について、全ての適切なレベルにおける適時の建設的な対話を通じ、また、UNODC行財政作業部会（FINGOV）を含む全ての適切な場を通じ、協力する。

署名、横浜、2013年6月2日

改定に署名、2022年7月25日、第9回戦略政策対話にて

岡野 正敬
日本国外務省総合外交政策局長

ガーダ・ワーリー
国連薬物・犯罪事務所事務局長